

# 診 断 書

## ( 上 肢 障 害 関 係 )

氏 名		生年月日	年	月	日生	性 別	
						男	女
住 所							
診 断 名	○脳性麻痺の場合は生理学的病型等、また脊髄損傷の場合は損傷高位等も記入してください。						
現 症	○体幹の機能障害（特に座位保持能力等）、上肢の機能障害（書字能力等）、合併症その他参考となる経過・現症（※障害の発生した年齢（先天性の場合は0歳） 歳 か月）						
	○司法試験実施日（令和6年7月10日）までの回復見込みについて						
<p>医師又は理学療法士・作業療法士の評価・所見（必ず記入してください。）          （該当する項目の記号を○で囲み、必要事項を記入してください。）</p> <p>1 書字・読みに関する運動・動作</p> <p>(1) 書字・読みにおける姿勢は</p> <p>ア 主に座位である</p> <p>イ 主に臥位である</p> <p>ウ その他（ )</p> <p>(2) 書字に用いる部位等は</p> <p>ア 主に手指である</p> <p>イ 主に口である</p> <p>ウ 書字不可</p> <p>エ その他（ )</p> <p>(3) 座位の保持は</p> <p>ア 時間程度ならば可能である</p> <p>イ その他（ )</p> <p>(4) ページめくりを行う部位等は</p> <p>ア 主に手指である</p> <p>イ その他（ )</p> <p>(5) マークシートの塗りつぶしに要する時間は</p> <p>ア ほぼ健常者と変わらない</p> <p>イ 健常者より長くなる（</p> <p style="text-align: right;">といった理由（根拠）から健常者の約 倍の時間を要する）</p> <p>ウ 塗りつぶし不可</p> <p>エ その他（ )</p>							

(6) 書字に要する時間は(完全に書字ができない場合を除く。)

ア ほぼ健常者と変わらない

イ 健常者より長くかかる (

といった理由(根拠)から健常者の約 倍の時間を要する)

ウ その他 ( )

(7) ページめくりに要する時間は

ア ほぼ健常者と変わらない

イ 健常者より長くかかる (

といった理由(根拠)から健常者の約 倍の時間を要する)

ウ その他 ( )

(8) 「体幹又は上肢の機能障害を有する者で、筆記による解答が不可能なもの」に該当すると考えられる場合のみ記入してください。

ア パソコン操作に用いる部位等は

(ア) 手指である

(イ) 手指によるパソコンの操作は不能である

(ウ) その他 ( )

イ パソコンを使用して文章作成をするのに要する時間は

(ア) 健常者が書字に要する時間とほぼ変わらない

(イ) 健常者が書字に要する時間より長くかかる (

といった理由(根拠)から健常者の約 倍の時間を要する)

(ウ) その他 ( )

(9) 上記の評価・所見を行うに当たって実施した具体的な測定や検証の有無について ( 有 ・ 無 )

※ 有の場合はその内容、方法等 ( )

(注) 具体的な測定や検証を実施した場合で疎明資料があれば添付してください。

2 書字・読みに関して、必要と考えられる措置等があれば具体的に記載してください。

以上のとおり診断する。

令和 年 月 日

医師の氏名 (診療科名 )

医師の勤務先

所在地・電話番号

【お願い】 この「診断書」は、司法試験において、受験者の希望する受験特別措置の可否を決定するための資料となりますので、できるだけ具体的に記入してください。